

平成 21 年 5 月 11 日

## 平成 21・22 年度 一般競争参加資格審査（建設工事）に係る 「経過措置」に関する経常建設共同企業体の取り扱いについて

平成 21・22 年度の一般競争参加資格審査（建設工事）では、総合点数の見直しに伴う経過措置として、平成 19・20 年度の一般競争参加資格の認定等級に留まることを希望できるものとしました。

その際、経過措置を希望できる申請対象は、平成 19・20 年度の等級区分である工事種別に登録がある経常 J V の企業で、平成 21・22 年度の一般競争参加資格において、随時申請は経過措置の『対象外』と説明していましたが、今回、全地方整備局において統一した取り扱いとして、随時申請の経常 J V（平成 19・20 年度一般競争参加資格と同じ構成員であること）も単体と同様に経過措置の対象として取り扱うこととなりましたので、お知らせします。

ただし、変更後の等級の認定期日以前に開札された個別の発注工事において、今回通知した工事種別の認定等級で入札した実績のある企業は、本申請により認定等級の変更を行うことはできません。

また、今回通知した工事種別の認定等級で競争参加資格の確認を受けているものがある場合、経常 J V の随時申請を行うことにより当該工事の入札には参加できなくなります。

### 事例）随時申請時に経常 J V を申請

定期申請は、単体で申請。3 月末の認定

3 月末の認定通知書の結果を待って経常 J V を随時で申請希望。

申請は、H19・20 と同様の構成員。

J V は平成 20 年度末まで存続している。

